## 残留農薬分析

野菜の検査命令(食品衛生法第26条)、ポジティブリスト制度に即した残留農薬の分析を行います。

食品中に残留する農薬などが、人の健康に害を及ぼすことのないよう、全ての農薬、飼料添加物、動物用医薬品について、残留基準が設定されています。一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する「ポジティブリスト制度」導入後に新たに残留基準が設定された農薬等は約800品目あります(残留基準の見直しは順次、薬事・食品衛生審議会の審議を経て実施)。なお、残留基準が定められていない農薬等については、一律基準値として0.01ppmが設定されています。

消費者が求めるものは・・・おいしい食材?安全な食材?安い食材?消費者の信頼を得るために、「食」の安全性の確認を行うことが大切です。



1 多成分一斉分析

多くの残留農薬について、厚生労働省通知の方法に基づき、GC/MS<sup>1)</sup>、LC/MS/MS<sup>2)</sup>など高感度・高精度の分析機器を用いて、迅速に同時分析を行います。

2 低コスト

検体数・項目に応じて、分析料金をご相談いただけます。お気軽にご相談ください。

3 高い信頼性

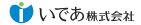
登録検査機関における製品検査の業務管理要領(食品GLP)、ISO9001による品質管理システムを構築しています。

1)ガスクロマトグラフ質量分析計: Gas Chromatograph Mass Spectrometer

・・・残留農薬や環境ホルモンなど、高い感度が要求される分析に使用されます。

2)高速液体クロマトグラフ質量分析計: High-Performance Liquid Chromatography / Mass Spectrometer

・・・・当社で保有するLC/MS/MSは、MS(質量分析計)が2台連結したもので、LC/MSよりはるかに高精度の分析が可能です。

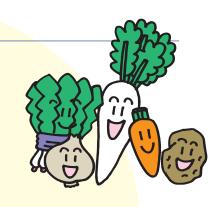


## ▶ 分析の実施項目

1) 厚生労働省通知の方法に基づき、多成分一斉分析を実施いたします。

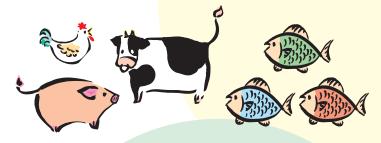
## 一斉分析対応項目数の例

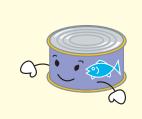
種 類	項目数	
野菜の検査命令 (食品衛生法第26条)	9	ピレスロイド系農薬
輸入野菜モニタリング	284	検疫所モニタリング対象の約92%カバー
輸入穀物モニタリング	244	検疫所モニタリング対象の約93%カバー
輸入果実モニタリング	255	検疫所モニタリング対象の約91%カバー



2) 畜産物、水産物についても測定を行います。

3)加工食品についても測定を行います。



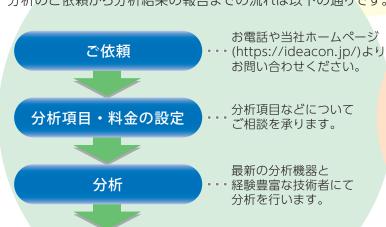




## ▶ 分析の実施手順

分析結果報告

分析のご依頼から分析結果の報告までの流れは以下の通りです。





多様な農薬へのリスク管理は万全ですか? 当社は「食」の安全へのお手伝いをいたします

食品GLP、ISO9001により

品質管理された迅速な分析 結果報告を行います。

~加工食品についても対応いたします~

お問い合わせ先

環境測定事業本部食品·生命科学研究所

TEL: 06-4703-2865 E-mail: idea-quay@ideacon.jp

